

議会一口メモ

意見書と決議案の取扱いについて

意見書は、国や道などの関係行政庁に対し、市の公益に関する事件で重要なものについて、住民代表の議会として傍観するのではなく、何らかの意志を法的に表明することを目的として認められたものです。

決議案とは、意見書と同様に議会という機関の意思を表明するものですが、特別委員会設置決議案、長不信任決議案、百条調査の決議案など法的効果を生じるもの、議員辞職勧告決議案、問責決議案など法的効果が生じないものがあります。

このように、意見書、決議案は、多種多様なものがありますが、会議規則で定めるほか、次のような申合せにより取り扱いを行います。(主なものを抜粋)

1、意見書と決議案を提出する場合は、趣旨が全市的または広域的に及ぶ内容であり全会一致の決議が望ましい

と判断されるものについては、あらかじめ議会運営委員会に諮り決定するものとします。

2、全会一致による提出が妥当と認められるときは、提出者は、議会運営委員会正副委員長とし、賛成者は議会運営委員とすることを例とします。

3、市外団体から提出のあった決議を要望する陳情については定例会の招集告示後に開催の議会運営委員会で取扱いを協議します。ただし議案を提出するに当たって全会一致とならない場合は、一部会派による提出方法とし定例会の初日までに文書で提出します。

4、議員提出による意見書と決議案については、定例会初日の議会運営委員会の開催前までに文書で提出し、議員提出による意見書と決議書はできるだけ1週間前の議会運営委員会に提出し、協議することとします。

市民の声

徒然に

坂本征子

私はいくつかの会に所属し僅かながらボランティアをさせていただき、多くの方々と交流をするなかで、砂川で活躍されている個人・団体が多く底力のある街を感じております。

数多くの文化の中でこの度、「街頭餅搗き」が無形民俗文化財の指定を受けました。明治時代からの始まりで馬そりで市内を練り歩き餅つきをした110年の長きにわたる文化と、先祖の方々の思いを現代につなげ、馬が車になりましたが、年末の風物詩として無災害への願いを込めて市民皆さんと一緒に受け継いでいきたいと思っております。

議員は議会に出席するだけと思っている方がいることを知りました。しかし、目に見えない所でしっかりと足を運び、知恵・知識を持って医療・高齢化・教育など数多くのことを審議する場として議会に臨んでいることを知っていただくためにも多くの方が傍聴されることを望んでおります。

傍聴してみませんか？



本会議はいつでも、どなたでも傍聴できます。
市民生活に直結した問題が審議されています。
市政を知るためにも、議場で傍聴されると、より議会が身近に感じられると思います。
ぜひお越しください。
傍聴席は50席用意しています。
詳しくは、議会事務局(☎54-2121・内線342)へお問い合わせください。
また、次回定例会は3月に開かれます。

※市議会だよりは資源保護のため再生紙と大豆インキを使用しています。

編集後記

今年のお正月は、とても穏やかな気候でしたね。皆さんいかがお過ごしでしたか。
今年初の市議会だよりをお届けします。

表紙の写真は、昨年に引き続き市立病院の改築工事の様子にしました。この写真は、議会広報編集委員が市役所の屋上から撮影したものです。

平成22年の完成まで、工事に携わる方々が健康で無事故であることを祈りながら、改築を見守っていききたいと思えます。

今年も市議会だよりのご愛読をよろしく願っています。
(吉浦)

議会広報編集委員会

- 委員長 吉浦 やす子
- 副委員長 一ノ瀬 弘昭
- 委員 土田 政己
- 委員 沢田 広志
- 委員 飯澤 明彦
- 委員 武田 圭介